

社会を持たない社会の儀礼

コンプライアンスの人類学的素描

木村周平

ある社会で行われる「通過儀礼」についての報告。

——この儀礼は、年に一回、国じゅうに散らばった数百の施設に、合わせて数十万の若者が集まり、一日間にわたって挙行される。驚くべきなのは、全会場で進行係も参加者も正確に同じテンポで挙動するので、全国で一齊に（数分とずれることなく）式が進行することである。挙行の時期は冬、気象状況や感染症の流行などのリスクが毎年予想されながらも（実際にしばしば発生する）、変更はされない。その一方で、予定通りに進行できなかつたり、アクシデントを生じて若者たちに不利益や不公平を生じるのは忌むべきこととされ、このタブーを犯した施設は晒し者にされる。だからこの全国同時の遂行は、国家を想像させる装置（アンダーソン 2006）としての効果のみならず、各施設の「儀礼遂行力」を比較する効果も持つ。そのため施設は毎年、競い合うように入念に準備を進める。

この儀礼遂行のカギとされるもののひとつが、進行係に配布される、数百ページに及ぶ「聖典」だ。その大部分を占めるのは儀礼の

手順の記述であり、当日は全会場の進行係が、これを一字一句間違えずに読み上げ、手順通り・時刻通りに若者たちの挙動を導くことが求められる。だがそれだけではなく、そこには起こりうる突発的な事態への対応についても詳細に書かれており、何か実際に起きた時には、即座にそれに従つて処理しなければならない。毎年のように微妙に修正される形式と新たに起きる事態のため、年々「聖典」は記述を増していくが、円滑な進行のためには各施設の人々はそれに知悉していることが求められる。

結果的には儀礼は毎年見事に挙行してきた。だが、進行係たちは、この儀礼の意義を認めつつも——より酷いものに改悪されるという話も聞こえてくるので——毎年の実施で疲弊し、うんざりしている。そして、このあまりに退屈で、いよいよ厚みを増す（逆に言えば、常に不完全な）「聖典」を、あからさまに見下す者もいる。どれだけ厚くなつても決してすべての問題をカバーできないだろう、と。しかし他方で、その記述から逸脱するふるまいを敢えます

る者はほとんどいない。「聖典」に従つていれば、先に述べたタブーを避けられるし、万一何か起きても罪が軽くなるとされているからだ。

そしてもちろん、この進行係の（表向きの）従順さには、儀礼の参加者や彼（女）らを取り巻く者たちの目も関わっている。参加者たちの多くは、この儀礼での出来が人生に大きな意味をもつと考えており、自らの身に及ぶ不利益や不公平にきわめて敏感になつていい。だから進行係の挙動に目を光らせる。ここには、進行係が参加者の挙動を見守り、導くという公式な説明と、保護されるべき参加者が、進行係の挙動に間違いがないかを見守るという実態との間の逆転を見出せるだろう。ともあれ、進行係たちは、「聖典」が不完全な「約束」にすぎないと考えつゝも、その手順に従い、自分だけなく周囲の人々もきちんと従つているか目を光らせるようになれる。こうして、この驚くべき儀礼は遂行されている。

——報告は以上である。

社会を持たない社会

当たり前だが、法令や規則に従うことは、いつのどのような社会でも存在することであり、それ自体は決して悪いことではない。ではなぜいまそれが懸念を呼んだり、うんざりさせるのか。本稿はこの点について、儀礼を手掛かりに考察したい。

エミール・デュルケムや、彼に影響を受けた機能主義者たち以来、儀礼を社会的統合という点から分析する視角は、文化人類学やその近接学問のなかで、まだ根強く残っている。だがもちろん、この視角が有用かどうかには、それぞれの文脈で言う社会とは何なのかが

関わってくる。周知のように、一九世紀後半から二〇世紀前半にかけてのデュルケムを含めたヨーロッパ知識人による「社会」を捉えようとする動きは、「社会的なもの」を立ち上げる同時代的な動きとつながっていた。急速に都市化・産業化が進み、伝統的な共同体の道徳的な統合が失われ、人々がバラバラになりつつある状況において、人為的なセーフティネットとして「社会的なもの」を構想し、それに沿わる仕組みを作り出すことは急務であった。こうして、社会保険や社会福祉の制度が作られていく。それとともに、メディアや交通網などのインフラの整備も進み、国家をひとつまとまりとして想像するための装置として、様々な式典やイベント、祝日などが創造されていった。

こうした動きは、戦争によって推進されたり後戻りしたりしながら、福祉国家の形成へつながっていく。だが、福祉国家が前提とする「大きな政府」を財政的に維持するのは簡単なことではない。一九七〇年代頃から、石油危機などを契機に、小さな国家へと舵を切る動きが現れてくる。そこで政府の諸機関を民営化し市場原理に委ねる、という方向性は「新自由主義」と呼ばれることになる。この流れは、「社会などというものはない」というマーガレット・サッチャヤーの言葉に代表されるように、かつて伝統的な共同体が担っていた（とされ）、そして福祉国家では政府が肩代わりしようとしていた、人々のセーフティネット（社会的なもの）を縮減させた。そして、同時代的な、科学技術の発展が不可避的に伴う「副産物」的な問題への意識の高まりとともに、バラバラになつた個々人による合理的な意思決定と責任の範囲を拡大し、個人の企業家化を促した。

私たちの生きる社会は、こうした意味で「社会を持たない社会」となった。そして、それに伴い、社会的統合の装置としての儀礼も存在感を弱めているように見えた。しかし今まさに浸透しつつある「コンプライアンス」は、この状況が少し変化しつつある」と示しているように思われる。

コンプライアンスという言葉がまず合衆国で使われるようになつたのは、やはり一九七〇年代頃だとされる。この時代、ウォーターゲート事件（一九七二年）など、政府や企業の大きな不正や汚職事件が目立ち、政府はこうした問題を防ぐための法令整備を進めた。これが二〇〇〇年代頃になると、エンロン事件（二〇〇七年）など、隠蔽や不正、そしてその発覚に伴う巨額の経済的影響が次々に生じる中で、企業の倫理や文化として結びついて捉えられるようになる。そしてコンプライアンスは、文書、研修、担当者（ethics & compliance officer）などの一連の仕組みに「パッケージ化」（Sampson 2016）され、日本を含めた世界各地に輸出され、ローカルな文脈に「翻訳」されている。それによってコンプライアンスは現在、「法令順守」を中心に、価値・実践・仕組みなどからなる、環境ごとに異なる混成体をなしている。

こうした多様性や広がりのため、コンプライアンスについて、包括的に論じることは難しい。だから本稿では乱暴を承知で、冒頭の報告を手掛けたり、コンプライアンスを「社会を持たない社会の儀礼」という視点から考えてみたい（①）。一般に儀礼は、決まりに従つた行為を周期的に繰り返す——外部者にはそうすることが実際的な効果を引き起こすように見えないにもかかわらず——ことのようと思われている。だがそこで「決まりに従う」とはどういうこと

なのかな。そして「社会を持たない社会」で、何が人を従わせるのか。そしてそれは社会のあり方とどう関わるのか。

従う」とをめぐるダイナミズム

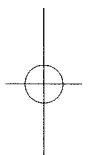
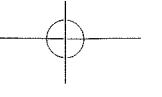
冒頭の報告が示唆するように（そして人類学的な実践論⁽²⁾）で、つと言われたように）、たとえ儀礼が一糸乱れず挙行され、読み解くべき一枚のテクストのように見えようと、儀礼は機械的に反復される所作ではない。儀礼の反復性は、それを何度も行つてきた人々の記憶や、そこで使う道具、あるいは儀礼が行われる場の空間配置をもとにした反復的実践によって支えられている。それは同時に、細部に関する記憶の食い違いや、道具の破損や改良、遂行者のスキルなどによつて、微妙な差異を生み出しもする。

だから、儀礼の遂行はある程度の「幅」のあるものである⁽³⁾。別の言い方をすれば、儀礼の遂行は音楽の演奏のようなものだと言えるかもしれない。そこでは「従つていること」と「従つていないこと（逸脱していること）」の境界はきわめて曖昧である。問題は人々の挙動をどのように許容される「幅」の中に収め続けるか、そして許容される「幅」がどう決まるか、ということである。これについて、①事前／②その場／③事後、という三つのモードを仮に設定し、検討してみる。

まず、儀礼がその遂行によつて引き起こした（とされる）事態によって、挙動の正しさを遡及的に確かめる、というモード（③）。例えば一連の葬送儀礼をこなしたのに一族の中に病人や死者が出来、といったような事態が起きたとき（cf. 浜本 2001）——このような事態は、儀礼の内的な因果関係が、それが行われる環境の複雑

そして、人々のその都度の挙動をある「幅」の中に收めることでなく、人々の価値観や規範意識に働きかけることで、人々がある「幅」に収まる挙動をなすように仕向けるモード（①）。これはかつてのデュルケムのいう道徳や秩序、あるいは伝統といったものの内面化に戻つてしまふように見える。だがこのように、行為そのものではなく、行為を生み出す潜在的ななものに着目し、それを「文化」や「レジリエンス」などと呼び、それを醸成しようとする営為は、現代的な組織経営の文脈でもしばしば見られる。儀礼から離れるが、組織事故について研究したジェームス・リーズン（1999）は、事故につながる芽が大きくなる前に摘もうとする「安全文化」について論じている。彼はこれを、①ヒヤリハット事例についてメンバーが立場を失することなく報告できる「報告する文化」、②安全に関わる情報の提供を促すとともに、受け入れられる行動とそうでない行動の境界線が明確な「公正な文化」、③必要に応じて適切な資質のある人に意思決定権限が委譲される「柔軟な文化」、④積極的に情報を取り入れ、共有する「学習する文化」の四つからなるとする。だが、この四つは具体的な行為を指示するものというより価値ないし目的を示すものであり（⁴、何をすることがこの目的に適うのかは状況によつて異なる。だから結局、あらためてその具体的な基準や手順を示す必要がある。さらに、状況に応じて適切な挙動ができるようになる目に見えない能力（「文化」）が本当に身についたかを見きわめるには、どうしても事後的に生じる事態から遡及して確かめる必要がでてくるだろう。

以上の検討からは、人々の挙動を「決まりに従つている」と言える「幅」に収めるうえで、事前・その場・事後という三つのモード



が相互に絡み合っていること、そしてそうした「圧力」を維持するうえでは、それが事後的にもたらす（とされる）帰結が大きく関わっていること、が明らかになる。挙動は不可避的に微細な差異を含み、マニュアルは「穴」を消しえず、「文化」は具体的な挙動を指示しない。そうしたなかで「決まりに従う」ことは、外部環境との関わりから生じる、制御しきれない事後的な帰結を気にしつつ、事前・その場・事後と、つねに拳銃をモニタリングし続ける、果てしないプロセスだ。

このように少し考えるだけでも、この「社会を持たない社会の儀礼」が膨大なコストを要し、成員に大きなストレスのかかる行為であることは明らかだ。そして、こうした作業に耐えかねれば、挙動を過度に抑制、ないし禁止する」とも当然起こりうるだろう。では、何がこのような「儀礼」を行わせ続けるのだろうか。冒頭の事例を念頭に置きながら、以下、少し図式的に過ぎるかもしれないが、流れを整理してみる。

〈社会〉の上昇

もう一度、出発点としてデュルケムに戻ろう。上でも述べたように、彼にとって儀礼は、共同体の秩序あるいは道徳的規範をその成員に表現し、内面化せしめる装置であった⁽⁵⁾。この内面化のプロセスに関して、アルチュセールの主体化論と接合しながらイデオロギー装置としての儀礼という議論を発展させたのがモーリス・プロック（1994）であった。そこでは（あくまでも理念的にだが）儀礼を手順通りに行うこと、共同体の秩序や法に従うこと、その共同体で生きる」とは、すべてつながっている。なぜ従うのか、は問われな

きは永続的ではなく、容易にくつたり離れたりし、しばしば恣意的である。主体に「儀礼」遂行を呼びかけるのはこうした結びつきとしての〈社会〉であり、こうした〈社会〉が環境をなすことには、「儀礼」の帰結をいつそう予測できないものにするだろう。

以上、儀礼を手掛かりにしながらコンプライアンスを定位した。次に、そこで起きていることについて、リスク社会論と比較しながら、三占指摘したい。

□コンプライアンス（社会）

一つめは、問題への対応が一方指向的であることである。繰り返すが、リスクにおいて言われているのは、問題となる特定の事態について統計的・数値的に評価し、どう行動するかを事前に合理的に意思決定する、ということである。行動は多様な選択肢に開かれているが、リスクにおいて言われているのは、問題となる特定の事態について統計的・数値的に評価し、どう行動するかを事前に合理的に意思決定する、ということである。行動は多様な選択肢に開かれているが、リスクにおいて言われているのは、問題となる特定の事態について統計的・数値的に評価し、どう行動するかを事前に合理的に意思決定する、ということである。行動は多様な選択肢に開かれているが、リスクにおいて言われているのは、問題となる特定の事態について統計的・数値的に評価し、どう行動するかを事前に合理的に意思決定する、ということである。行動は多様な選択肢に開かれているが、リスクにおいて言われているのは、問題となる特定の事態について統計的・数値的に評価し、どう行動するかを事前に合理的に意思決定する、ということである。行動は多様な選択肢に開かれているが、リスクにおいて言われているのは、問題となる特定の事態について統計的・数値的に評価し、どう行動するかを事前に合理的に意思決定する、ということである。行動は多様な選択肢に開かれているが、リスクにおいて言われているのは、問題となる特定の事態について統計的・数値的に評価し、どう行動するかを事前に合理的に意思決定する、

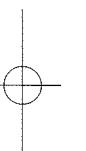
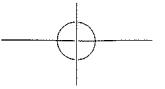
い。儀礼は予期せぬ帰結を生じうるが、それへの対処の仕方のレパートリーは共同体が持つ。

しかし、「社会を持たない社会」では、共同体の秩序に従つていれば共同体によって守られる状況が成り立たない。「呼びかけ」としての儀礼は影を潜め、社会の統合が失われていく。そうしたなか個々の主体は、困った事態を引き起こさないよう、事実に基づいて合理的に——共有された慣習や価値観に反しても——意思決定をすることが求められるようになり、その結果について責任を負うことになる。そのため主体は、様々にリスク分析のツールを駆使したり、あるいは「専門家システム」（ギデンズ 2005）を信頼し、適宜判断を委譲しつつ、それぞれに不確実な生を生きる。

それに対して、コンプライアンスは「法令に従え」と言う。しかしこれはかつての社会による「呼びかけ」と同じものではない。主体を従属させつづ保護していた社会は、「社会を持たない社会」ではもはや十分に機能していない。法律や行政機関は正統性や効力を持ち続けているが、それが正しいという根拠は誰にとっても確かなものではなくなりつつある。道徳や秩序も同様に、根拠が曖昧になりながら、あちらこちらに断片化して散らばっている。そうしたなかで「従え」と呼びかけるのは、さしあたり社会としか言いようがないが、伝統的な共同体とも「社会的なるもの」としての社会とも異なる存在——〈社会〉と表記する——である。これは、社会という根拠と乖離しがちながらも（今のところ）正統性や効力を維持している法律や行政機関と、ある種のイディオムのように断片的に残存している道徳と、それぞれの不確実な状況のなかで合理的な意思決定をしようとする個々の主体とが結びついたものだ。その結びつ

殖させてしてしまうことになるのだ。そして——この事態に対する対処としても、やはり「従う」一択しかない。こうして、コンプライアンスは、ペイトソン（2000）の言う分裂生成のように、あるいは冒頭の事例の分厚くなる「聖典」のように、ひたすらに同じ方向に行動をエスカレートさせてしまいかやすく、当然それは破綻につながりやすい。

二つめは、ハード（科学技術）よりもソフト（コミュニケーション）が重視されることである。リスク社会論においてベックが注目したのは、環境汚染や原発事故のように、科学技術の発展の副産物として発生する（そして科学技術を通じてしかその発生を検知できない）問題であった。これは山口節郎（2002）の整理によると、三重の「ない」から説明できる——①空間的、時間的、社会的にその影響範囲を限定することができない、②責任の所在をつきとめることができない、③被害を補償することができない。これは明らかに、統計的・数値的に確率を示すことができる（だからこそ合理的な意思決定の対象となる）通常のリスクではなく、いわば「リスク計算できないリスク」である。その意味で「リスク社会」は、一方で人々に合理的な意思決定を迫りつつ、他方でそれを超える問題が増殖する社会だといえる。それに対し、コンプライアンスで懸念される事態は、いま述べた「通常のリスク」と「リスク計算できないリスク」のどちらかに当たる、というわけではない。だが、コンプライアンスは、ハンドリングに失敗すると、実態として「リスク計算できないリスク」のような事態が起きうる——法令違反を問われるだけでなく、個別の問題を超えた「体質」「構造」などより本質的な問題と見なされて信頼や評価にも悪影響を与えたり、過去の問題の掘り起こしも始



おひでしまつたりして、被害がどい」まででも広がつてしまひうる——とふう」とである。

こうした連鎖を避けるためにまず求められるのはコミュニケーションである (cf. Cohen 2015)。二〇一〇年代前半に企業コンプライアンスにてヒュスクノグ・ハイツクな調査をしたサンプソン (Sampson 2016) やトルセロ (Torsello 2014) は、企業内の「倫理およびコンプライアンス担当者」(E&C officer)たちが、二一四〇代と比較的若い人々が多く、この役職がまだ定着していないために、力を發揮するうえで企業内の権力との関係が問題になつてゐるということが、それを乗り越えるために企業内で誰とどのようにコミュニケーションを取つていくかが最重要になつてゐることなどを指摘している。いのうに、「法令に従う」とふうことを実現するためにもコミュニケーションは大きな意味をもつ。そして、当然、外部に対する説明においても同様である。一つめの点でも述べたように、逸脱が問題視されるとしても、それだけではまだ実害を生じてない場合も少なくない。共有された基準の有効性が弱まつてゐる状況において、本当に何が問題なのかを改めて聞いて直すことで、現に生じている事態(逸脱だが実害なし)が問題なのかどうかは曖昧になつてしまふ。その意味で、コミュニケーションによって問題の大さやや深刻さを変えられる余地が大きいのだ。

そして二つめは、時間である。リスクは過去に基づいて未来に起りうることを予測し、現在の行動を決定するものであり、過去／現在／未来を再帰的に関係づける。それに対しコンプライアンスでは、行動をリアルタイムにモニタリングしつつ、問題が発覚した場合、問題の連鎖を避けるために必要なのは、罪の責任を負うことであ

はない。そうではなく、自分たちの規則をより適切なものに更新したこと、研修などで法令順守を徹底することなどを〈社会〉に向けて宣言することだ(その過程で、問題が組織内の一部署に帰属され、その部分が切り捨てられることも起ける)。つまりリスクが過去の事象から未来を予測するというもののだったのに対し、コンプライアンスでは過去を自ら切り捨て、自分たちが生まれ変わつたことが強調されるのだ(もちろんこれはコミュニケーションの問題でもある)。

こうした戦略は、日々のニュースにせよ、金融市場にせよ、様々などところからきわめて高速に大量の情報が流れてくる時代状況にも親和的だといえよう。そこでは何が問題として取り上げられるかは恣意的になりがちで、同じような問題であつても扱いはその都度異なる。そして一時的にはきわめて大きな反応を生む問題もあるもの、次々と起きる出来事の中であつて、どう間に過去になつてくる。だから、忘却を期待してあえてゆっくりした、消極的なアクションをとる、という対応も可能である。いには、倫理や道徳、責任と結びつくものとされるコンプライアンスが、かえつて「従え」という「呼びかけ」に応じない主体を生み出してしまふという皮肉がある。そして実際のところ、そうした「強い」主体こそが〈社会〉を生き延びてゐるのを、私たちは目にしている。

〈社会〉を持たない社会へ

以上、「社会を持たない社会の儀礼」というからコンプライアンスの何が問題なのかを論じてきた。本稿は適切にデータに基づく議論であるが、両者において、文化という語の含意が異なることは明らかである。

(4) いじや改めて、文化という概念の曖昧さについて確認しておきたい。文化と云ふ概念は、かなり恣意的に、雑多なものを含めることができ、かつその理論的整合性を厳しく問わないですむ便利な語である。コンプライアンスについても、「コンプライアンスが文化をダメにする」という言い方と「企業はコンプライアンスの文化を醸成すべき」という言い方の双方がなされてゐるが、両者において、文化という語の含意が異なることは明らかである。

(5) 人類学でも、秩序や道徳に従うことが、権威やサンクションという観点、あるいは、内面化のプロセスとして論じられてきた (Laidlaw 2017)。これを批判しつつ、様々な社会における人々の「日常の倫理」(ordinary ethics)を捉えようとするのが近年の「倫理の人類学」と総称される議論であ (e.g. Lambek 2010; Fassin 2014)。

べく論証ではなく、今後の研究の手掛かりとしてのアイデアの素描にとどまるものであるし、十分に論じられなかつた点も多い。繰り返しになるが、決まりに従うことはいかなる社会においてもみられるし、それ自体が悪いことでは決してない。そしてコンプライアンスも、本来であれば、存在はしていても十分に効力を發揮しない法律(障害者差別解消法もその一つだろう)を実効化させる」といふことで、多様な人々が生きやすくなる社会を導いていくことができるはずである。しかし、現在浸透しつつあるコンプライアンスに関わる価値・実践・仕組みの混成体は、〈社会〉との結びつきのなかで、様々な問題を生み出している。そして結果的に、倫理的な主体をより追い詰め、外からの激しい(が一時的な)プレッシャーに鈍感でいられる主体をより生きやすくなる社会になりつつある。

こうした状況において一方的に加速しがちなコンプライアンスの動きをスローダウンさせ、自分たちもその一部であるといふの〈社会〉に抗い、それを組み直していくためにはどのような実践を通じて、誰に何を呼びかけていくのか、考えてみる必要がある。

註

- (1) なお、いの「社会を持たない社会の儀礼」という表現は、現在の社会の統合のために記憶を利用する装置である「記憶の場」を「儀礼を持たない社会の儀礼」と呼んだ歴史学者ピエール・ノラ (2002) のもじりである。
- (2) ピエール・ブルデューのアラクティス論と、レイガ・ウエンガーの実践共同体論とを主要な源泉とするこの議論については、田辺繁治と松田素一の編著 (2002)などを参照。
- (3) いの点については福島真人の議論 (2001; 2010) を参照。実践とマリコ

参考文献

- アルについての議論を含め、人類学におけるいのテーマの先駆者である福島の議論からは多くを学んだ。
- (4) いじや改めて、文化という概念の曖昧さについて確認しておきたい。ギデンズ、アンハリー 2005『モダニティと古』アイデンティティ——後期近代における自己の社会』秋吉美都、安藤太郎、筒井淳也(監)、ハーベスト社
- 田辺繁治・松田素一(編) 2002『日常の実践のエスノグラフィー語り・コメンズ、アンハリー 2005『モダニティと古』アイデンティティ——後期近代における自己の社会』秋吉美都、安藤太郎、筒井淳也(監)、ハーベスト社
- ノラ、ピエール 2002『序論 記憶と歴史のはざまに』(長井伸仁訳)『記憶の場』1 蒲波書店、一九一五六頁
- 浜本満 2001『秩序の方法——ケニア海岸地方の日常生活における儀礼的実践と語』弘文堂

- 福島真人 2001 「暗黙知の解剖——認知と社会のインターフェイス」 金子書房
- 福島真人 2010 「導入の生態学——リスク・実験・高信頼性」 東京大学出版会
- アロック、ヤーフィ 1994 「祝福から暴力へ——儀礼における歴史とイド」 オロ
キー」 田辺繁治・秋津元輝(訳)、法政大学出版局
- ビューン、タレガト 2000 「精神の生態学(改訂第2版)」 佐藤良明(訳)、
新星出版社
- ミック、ウルリッヒ 1998 「危険社会」 東廉・伊藤美奈理(訳)、法政大学出版
局
- 山口節哉 2002 「現代社会の多様なリスク」 新曜社
- リーダー、ハーバード 1999 「組織事故」 堀尾弘(訳証)、高野研一・佐相邦
英(訳)、IT技術書
- Cohen, Susanne 2015 The New Communication Order: Management, Lan-
guage, and Morality in a Multinational Corporation. *American Ethnologist*
42 (2) : 324–339.
- Fassin, Didier 2014 The Ethical Turn in Anthropology: Promises and Uncer-
tainties. *HAU: Journal of Ethnographic Theory* 4 (1) : 429–435. <http://dx.doi.org/10.1438/hau4.1025> (last access: 2019/9/5)
- Ingold, Tim 2000 *The Perception of the Environment: Essays in Livelihood,
Dwelling and Skill*. Routledge.
- Laidlaw, James 2017 Ethics/Morality. *The Cambridge Encyclopedia of
Anthropology*. <http://dot.org/10.29164/17ethics> (last access: 2019/8/27)
- Lambek, Michael (ed.) 2010 *Ordinary Ethics: Anthropology, Language, and
Action*. Fordham University Press.
- Sampson, Steven 2016 The "Right Way": moral Capitalism and the Emer-
gence of the Corporate Ethics and Compliance Officer. *Journal of Business
Anthropology* special issue (3) 65–86.
- Torsello, Davide 2014 The Bitter Fruit of Power: An Ethnographic Study of